

認可地縁団体申請用（書式・規約例）

平成29年2月

出水市総務課

〒899-0292

鹿児島県出水市緑町1-3

電話 0996-63-2111

FAX 0996-63-0680

(様式1)

年 月 日

(あて先) 出水市長 殿
(総務課扱い)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

⑨

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿及び区域図
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

(様式2)

保有資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
	m ²	

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
	m ²	

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

(様式3)

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 限	権限取得の予定時期

代表者就任承諾書

地縁による団体の名称

私は、 年 月 日に開催された 総会において
年度の代表者に選任されたので、 年 月 日をも
って就任することについて承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

年度 自治会総会議事録

1 開催日時 年 月 日 () 午後 時 分～ 時 分まで

2 開催場所 自治公民館

3 会員総数 人

4 出席者数 人 (うち、委任状提出者 人)

5 議事の経過及び発言要旨

(1) 総会成立の宣言

会員総数 人、出席者 人、委任状提出者 人、合計 人であり、会員の過半数の出席があったと認められるので 自治会規約第 条の規定により、本総会が成立したとの宣言がなされた。

(2) 議長選出

議長選出を諮ったところ、執行部一任の発言により、会員 を議長に指名した。

議長 は、書記に を議事録署名人に 氏、氏を指名し、議事に入った。

(3) 第1号 議案 法人格取得する件

(4) 第2号 議案 規約に関する件

(5) 第3号 議案 保有資産に関する件

(6) 第4号 議案 構成員に関する件

(7) 第5号 議案 事業計画及び収支予算に関する件

(8) 第6号 議案 役員に関する件

(9) 第7号 議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件
代表者を 氏とする件。

(10) 第8号議案・・・・・・に関する件 (以下略)

上記、議案についてすべて原案どおり承認可決された。

年 月 日

議長氏名 ㊟

議事録署名人氏名 ㊟

議事録署名人氏名 ㊟

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本自治会（以下「本会」と言う。）は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域生活環境の維持及び整備や、防災など住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

- (1) 無線放送や回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡に関すること
- (2) 美化・清掃等、区域内の環境の整備に関すること
- (3) 所有する資産の管理及び運営に関すること
- (4) 本自治会員（以下「会員」という。）相互の親睦に関すること
- (5) 会員の教養・文化の向上及び福祉の維持・増進に関すること
- (6) 会員の健康のためのスポーツ及びレクリエーションに関すること
- (7) 防災・防犯に関すること
- (8) 〇〇〇〇に関すること
- (9) その他本会の目的達成に必要なこと

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、別紙記載の地番の区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、出水市〇〇町〇〇番地に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(加入)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に加入しようとする者は、別に定める加入申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より書面による退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会 計 〇人
- (4) 班 長 各班1人
- (5) 監 事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、監事と会計は、相互に兼ねることはできない。
- 3 班長は、各班で決める。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務にあたり、書記の任務を兼ねる。
- 4 班長は、班を代表して本会の運営に協力する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、その他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会で報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、一世帯1名の会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び会計決算の承認

(2) 資産管理報告の承認

(3) 事業計画及び予算の決定

(4) 会費改定の承認

(5) 規約の改廃

(6) 役員選出

(7) その他本会の重要事項に関する事

2 前項第7号の中で、急を要するものは、〇〇会で決議執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、○日前までに文書、又は放送設備等で通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 総会に出席すべき会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催の目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を○日前までに通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第27条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(評議員会の定足数)

第28条 評議員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 自治会活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとする場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、出水市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 ○○自治会規約（○年○月○日制定）は廃止する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。